役 員 報 酬 規 程

（目　的）

第１条　（一社）地域問題研究所の役員の報酬の基準を定めるものとする。

（報酬額）

第２条　報酬額は次のとおりとする。

理　事　長	年間総額	６００万円	の範囲内
使用人兼務理事	年間総額	２００万円	の範囲内
理　　事	日額	８千円	
監　　事	日額	８千円	

（その他手当）

第３条　前条に規定する報酬以外は原則として支給しない。

但し、職務執行に伴い発生する通勤費、旅費(宿泊費含む)等は経費としてみなし、この限りではない。

（支給日）

第４条　役員報酬は所員の給与規程を準用して支給する。日額報酬の場合には、会議開催日に支給する。

付　　則

この規程は、平成２０年７月１日から施行する。

平成２２年７月１日　　一部改正

平成２３年７月１日　　一部改正

平成２３年９月１日　　一部改正

令和 元 年９月１日　　一部改正

令和 ２ 年４月１日　　一部改正